手形に代わる電子決済手段

まつしん でんさいネットサービス

二本松信用金庫は2026年の約束手形廃止等の方針を踏まえ
手形等の全面的な電子化に向けて取り組んでいます。

でんさいのキャラクター「でんさい犬」

①でんさいとは

正式名称**「電子記録債権」**の略称であり、インターネット（ＰＣ）等を通じて現在の手形と同様の取り扱いを行う金銭債権です。全国銀行協会が設立した電子債権記録機関**「株式会社全銀電子債権ネットワーク」**が運営を行っています。中小企業の資金調達の円滑化の為、現行の手形と同様の利用方法を採用しており、手形の取引停止処分制度についても類似の制度を整備しています。

②でんさいのメリット・手形との違い

①コスト軽減
印紙税（領収書に係る印紙税含む）が非課税。郵送料や取立手数料も不要です。

②事務負担軽減
手形の振出作業や郵送、手形の保管・管理、取立依頼事項等は不要です。

③リスクの低減
現物がないため、紛失・盗難や災害にも強く取立忘れの恐れもありません。

④資金繰りの円滑化
支払期日に資金利用が可能。また必要な分だけ割引利用が可能です。

③ご利用いただけるお客さま

・当金庫とお取引のあるお客さま。
・インターネットを利用できるパソコンおよびメールアドレスをお持ちのお客さま。
・OSおよびブラウザが当庫でんさいネットに対応しているお客さま。
（詳細は当金庫のホームページをご覧ください。）

④お申し込みの流れ

当金庫及び法務局出張所等：申込書類等の記入 必要書類の取得
→ 窓口、または営業担当者：申込・必要書類の提出
→ 当金庫にて登録
→ 担当者訪問：ご利用方法の説明
→ ご利用開始

〇ご準備いただく書類
・印鑑証明書（３か月以内のもの）
・登記事項証明書等（３ヶ月以内のもの）

ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫
NIHONMATSU SHINKIN BANK

②取引イメージ

・「発生記録請求」　（手形の振出に相当）

A社がインターネットを使用し支払情報を入力。
B社は発生記録の結果通知を電子メールにて受け取り、金額の確認を行います。

A社
支払情報を入力

→ 発生記録請求 →

B社
金額を確認

・「口座間送金決済」（手形の取立に相当）

A社は支払期日までに決済口座に資金を準備。支払期日に自動で相手の口座へ送金が行われます。
B社は支払期日までに決済口座へ入金がされていることの確認をお願いいたします。

A社
決済口座へ資金を準備

→ 口座間送金決済 →

支払期日に自動で送金！

B社
入金を確認

＜B社がA社から受け取ったでんさいを口座間送金決済前に譲渡する場合＞

・「譲渡記録請求」　（手形の譲渡に相当）

B社がインターネットを使用し譲渡情報を入力。
C社は譲渡記録の結果通知を電子メールにて受け取り、内容の確認を行います。

B社
譲渡情報を入力

→ 譲渡記録請求 →

C社
内容を確認

A社
決済口座へ資金を準備

→ 口座間送金決済 →

支払期日に自動で送金！

④手数料

※下記手数料について2025年3月31日までは無料でのお取扱となります。

手数料項目		一件当たり手数料		
		インターネット利用		書面代行
基本料金		０円		０円
発生記録手数料	債務者請求方式	当金庫宛 ３３０円	他行宛 ５５０円	１，１００円
	債権者請求方式	当金庫宛 ３３０円	他行宛 ５５０円	１，１００円
譲渡記録手数料		当金庫宛 １６５円	他行宛 ３３０円	１，１００円
分割譲渡記録手数料		当金庫宛 ３３０円	他行宛 ５５０円	１，１００円

その他手数料につきましては別途「手数料一覧」をご覧ください。